

飯山市

子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成26年 月  
飯山市



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定体制	2

## 第2章 飯山市の子ども・子育てをめぐる現状

1. 人口動態と子ども世帯	3
【1】飯山市の総人口と年少人口の推移	3
【2】世帯数および1世帯あたり人員	4
【3】世帯の家族類型	5
【4】産業別人口の推移	6
2. 少子化の動向	7
【1】合計特殊出生率の推移	7
3. 子育て環境の状況	8
【1】認可保育所園児数	8
【2】学童保育所利用状況	8
4. ニーズ調査	9
【1】概要	9
【2】ニーズ調査結果からの課題	10

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針	11
2. 計画の性格	11
3. 計画の構成	12

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開について

1. 新制度の全体像	13
2. 新制度の事業体系	13
【1】子ども・子育て支援給付	13
【2】地域子ども・子育て支援事業	14
【3】保育の必要性の認定について	14
3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の推計	15
4. 教育・保育の区域設定	15

5. 子ども・子育て支援施策	16
【1】施設型給付	16
(1) 幼稚園（1号認定・2号認定の教育希望）	16
(2) 保育所	16
【2】地域型保育給付	18
(1) 小規模保育事業	18
(2) 家庭的保育事業	18
(3) 事業所内保育事業	18
(4) 居宅訪問型保育事業	18
【3】地域子ども・子育て支援事業	19
(1) 利用者支援事業	19
(2) 地域子育て支援拠点事業	19
(3) 妊婦健康診査事業	20
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	20
(5) 養育支援訪問事業	21
(6) 子育て短期支援事業	21
(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	22
(8) 一時預かり事業	22
(9) 時間外保育事業・休日保育事業	24
(10) 病児・病後児保育事業	25
(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	26
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	27
(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業	27

## 第5章 その他関連施策の展開

1. 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	29
2. 児童虐待防止対策の充実	29
3. 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	29
4. 障害児対策の充実	30
5. 労働者の職業生活と家庭生活との両立	30
6. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化	31
7. 子育て世代の保護者負担の軽減	32
8. 少子化対策	33

## 第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進	35
2. 計画の進行管理	35

## 第7章 資料編

1. 子ども・子育て会議	37
【1】飯山市子ども・子育て会議条例	37
【2】飯山市子ども・子育て会議委員一覧	38

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、本市では平成17年3月に次世代育成支援地域行動計画(前期計画)」を、平成22年には「次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

さらに、国では全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て新システム関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

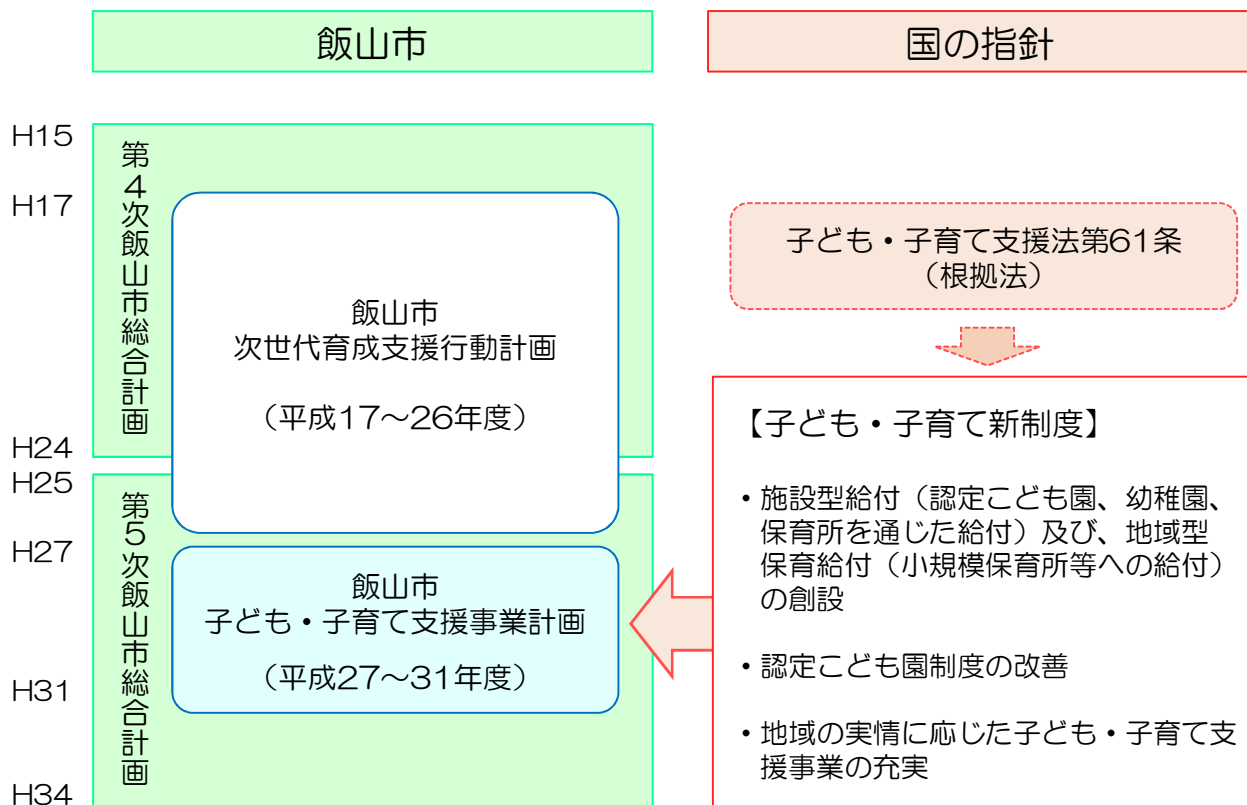
こうしたことから、本市においても「次世代育成支援地域行動計画」にかわり、「飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項にもとづく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

### [子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



### 3. 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見直し	← 次世代育成支援行動計画(後期計画) →									
					計画策定	← 子ども・子育て支援事業計画 →				

### 4. 計画の策定体制

この計画は、本市の付属機関である「飯山市子ども・子育て会議」において、飯山市の現状や平成25年12月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果を元に検討し策定したものです。

## 第2章 飯山市の子ども・子育てをめぐる現状

### 1. 人口動態と子ども世帯

#### 【1】飯山市の総人口と年少人口の推移

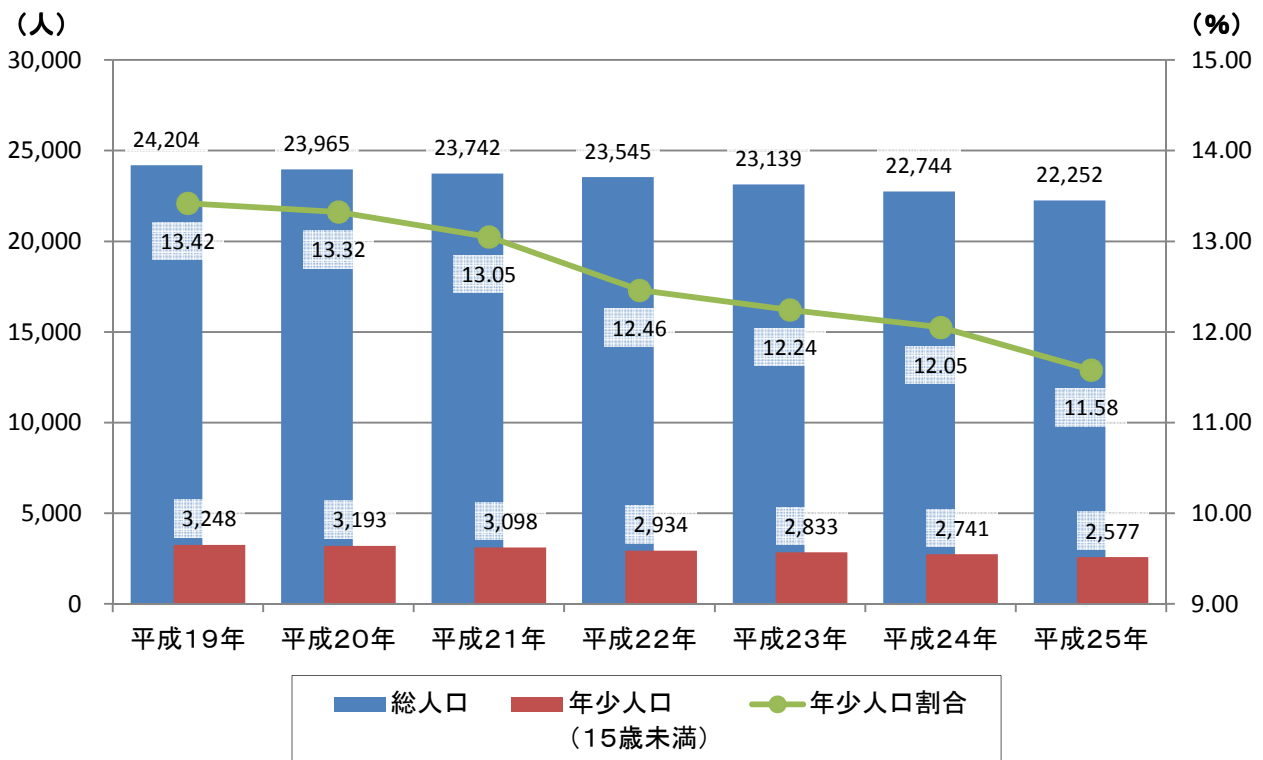
飯山市の人口は、平成25年10月1日現在、22,252人で、平成21年から漸減しています。  
 年少人口（15歳未満）は、平成21年10月1日現在、3,098人が平成25年では2,577人となり、年少人口割合は11.58%で減少傾向で推移しています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	24,204	23,965	23,742	23,545	23,139	22,744	22,252
年少人口 (15歳未満)	3,248	3,193	3,098	2,934	2,833	2,741	2,577
年少人口割合	13.42	13.32	13.05	12.46	12.24	12.05	11.58

資料：平成22年は国勢調査結果、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口（各年10月1日）



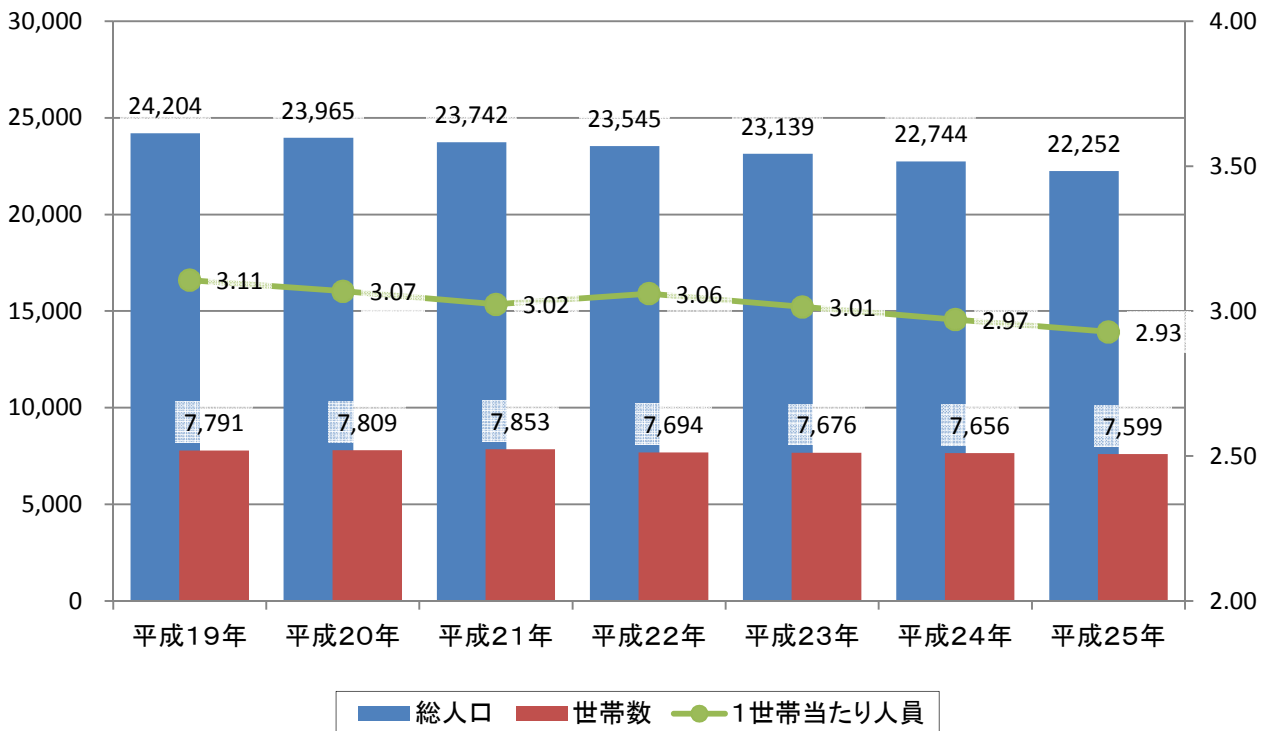
## 【2】世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成19年から微増減しましたが、平成25年10月1日現在、7,599世帯で平成19年から192世帯の減少となっています。1世帯あたり人員も減少傾向で推移しており、平成25年10月現在の1世帯あたりの人員は2.93人です。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	24,204	23,965	23,742	23,545	23,139	22,744	22,252
世帯数	7,791	7,809	7,853	7,694	7,676	7,656	7,599
1世帯あたり人員	3.11	3.07	3.02	3.06	3.01	2.97	2.93





## 【3】世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、平成22年時点の核家族世帯（3,923世帯）は、総世帯数（7,666世帯）の51.2%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の44.1%が「夫婦と子ども」の世帯、17.9%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

世帯類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満世帯員 のいる世帯	
					18歳未満世帯 員がいる世帯	
総数	7,703	7,816	7,760	7,666	712	2,019
A 親族世帯	6,677	6,611	6,364	6,141	711	2,011
I 核家族世帯	3,668	3,875	3,841	3,923	348	893
(1)夫婦のみ	1,300	1,435	1,457	1,491	-	-
(2)夫婦と子ども	1,817	1,845	1,757	1,729	332	778
(3)男親と子ども	551	84	99	123	-	16
(4)女親と子ども		511	528	580	16	99
II その他の親族世帯	3,009	2,736	2,523	2,218	363	1,118
(5)夫婦と両親		120	152	131	-	-
(6)夫婦とひとり親		292	310	318	-	-
(7)夫婦、子どもと両親		846	696	553	129	441
(8)夫婦、子どもとひとり親		890	756	634	68	322
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）		23	21	16	1	2
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）		116	127	115	18	75
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）		60	46	65	14	23
(12)夫婦、子ども、親と他の親族		233	239	210	120	197
(13)兄弟姉妹のみ		21	27	37	-	-
(14)他に分類されない親族世帯		135	149	139	13	58
B 非親族世帯	4	12	12	27	1	6
C 単独世帯	1,022	1,193	1,384	1,497	-	2

資料：国勢調査

【4】産業別人口の推移

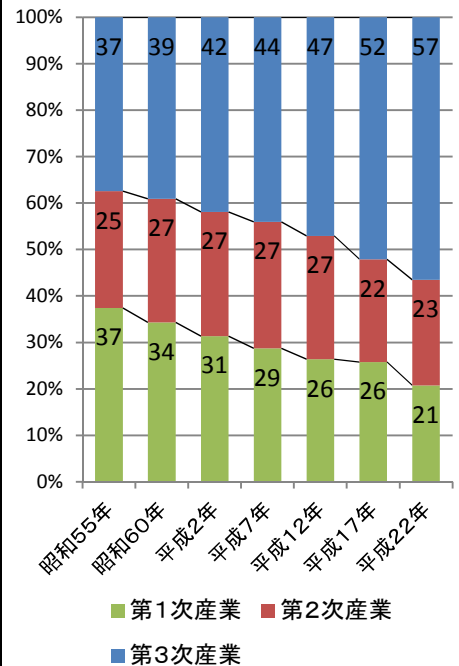
昭和55年から産業別人口の推移をみると、第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。第2次産業の割合は横ばいとなっています。

図表 産業別人口

単位：人

	昭和55	60	平成2	7	12	17
総数	17,080	16,505	16,199	15,809	14,921	13,884
第1次産業	6,385	5,662	5,081	4,539	3,917	3,538
A 農業	6,325	5,609	5,047	4,514	3,891	3,531
B 林業	57	49	31	23	23	7
C 漁業	3	4	3	2	3	-
第2次産業	4,303	4,384	4,323	4,306	3,944	3,032
D 鉱業	20	41	15	17	3	4
E 建設業	1,828	1,887	1,891	1,966	1,923	1,529
F 製造業	2,455	2,456	2,417	2,323	2,018	1,499
第3次産業	6,392	6,453	6,791	6,952	6,992	7,156
G 電気・ガス・熱供給・水道事業	43	35	36	65	47	45
H 運輸・通信業	721	726	642	624	619	531
I 卸売・小売業・飲食業	2,463	2,439	2,449	2,336	2,242	1,969
J 金融・保険業	120	123	139	173	138	136
K 不動産業	23	36	36	31	25	29
L サービス業	2,582	2,635	3,016	3,297	3,423	3,982
M 公務(他に分類されないもの)	440	459	473	426	498	464
N 分類不能の産業	-	6	4	12	68	158

	平成22		
	総数	男	女
総数	12,275	6,766	5,509
第1次産業	2,511	1,321	1,190
A 農業・林業	2,511	1,321	1,190
B うち 農業	2,472	1,286	1,186
第2次産業	2,759	2,024	735
C 鉱業、採石業、砂利採取業	6	4	2
D 建設業	1,210	1,078	132
E 製造業	1,543	942	601
第3次産業	6,855	3,332	3,523
F 電気・ガス・熱供給・水道事業	45	33	12
G 情報通信業	89	54	35
H 運輸業、郵便業	535	469	66
I 卸売業、小売業	1,714	815	899
J 金融業、保険業	111	41	70
K 不動産業、物品賃貸業	61	37	24
L 学術研究、専門・技術サービス	187	123	64
M 宿泊業、飲食サービス業	733	334	399
N 生活関連サービス業、娯楽業	372	137	235
O 教育、学習支援業	431	204	227
P 医療、福祉	1,348	271	1,077
Q 複合サービス業	307	188	119
R サービス業(他に分類されないもの)	515	339	176
S 公務(他に分類されないもの)	407	287	120
T 分類不能の産業	150	89	61



※総数には分類不能の産業を含む。

資料：国勢調査結果

## 2. 少子化の動向

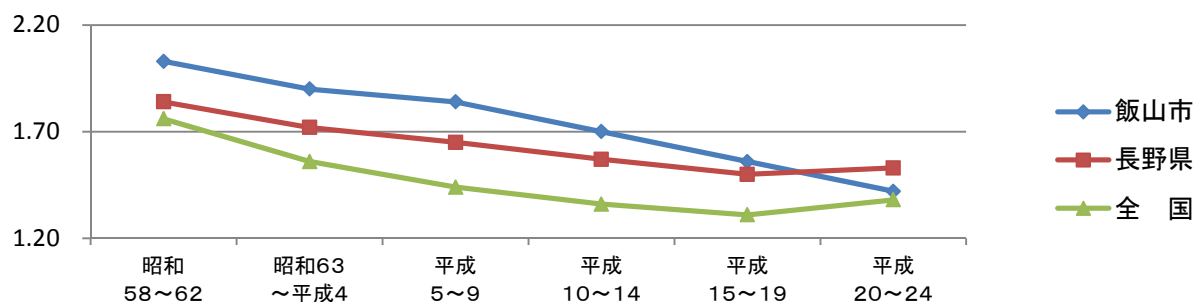
### 【1】合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、近年国や長野県では回復傾向にあることに反し、飯山市では近年まで減少を続けており、最新のデータでは長野県全体の数値を下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移

	昭和 58～62	昭和63 ～平成4	平成 5～9	平成 10～14	平成 15～19	平成 20～24
飯山市	2.03	1.90	1.84	1.70	1.56	1.42
長野県	1.84	1.72	1.65	1.57	1.50	1.53
全 国	1.76	1.56	1.44	1.36	1.31	1.38

資料：人口動態保健所・市区町村別統計



### 【2】出生数、出生率の推移

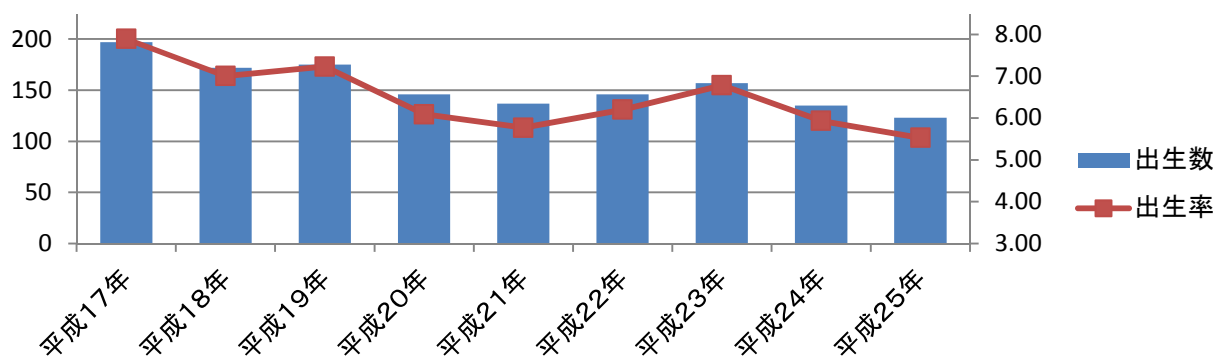
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、国全体が減少している状況ではありますが、飯山市においてはその傾向が強く表れており、平成17年の国勢調査から平成25年までの8年間で、約37%も減少しています。これは、上記の合計特殊出生率の減少による影響を遙かに超えており、子供を産む年齢層の減少が大きく影響していると言えます。

図表 出生数、出生率の推移

単位：人、‰(パーミル、千分率)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	197	172	175	146	137	146	157	135	123
出生率	7.89	7.00	7.23	6.09	5.77	6.20	6.79	5.94	5.53

資料：国勢調査、毎月人口異動調査



### 3. 子育て環境の状況

#### 【1】認可保育所園児数

園数、定員に変化はありません。園児の総数は減少していますが、3歳未満児の利用はほぼ横ばいとなっています。

図表 認可保育所園児数

単位：人

	園数	定員	園児総数	0歳児	1～2歳児	3歳以上児
平成21年	10	790	647	1	146	500
平成22年	10	790	623	6	123	494
平成23年	10	790	589	4	130	455
平成24年	10	790	566	7	129	430
平成25年	10	790	522	7	128	387

※各年4月1日現在の状況。

資料：子育て支援係

※園児総数は市外からの入所児童数を含む。

#### 【2】学童保育所利用状況

##### ① 利用状況

月平均登録人員および1日平均利用人員は年々減少しています。それに伴い、定員、および登録人員に対する平均利用率も減少傾向にあります。

図表 学童保育利用状況

単位：人、%

	定員	児童数 (1～3年生)	月平均 登録児童数	1日平均 利用児童数	定員に対する 平均利用率	登録児童数に対する 平均利用率
平成22年度	225	586	249	166	73.8	66.7
平成23年度	225	555	213	156	69.3	73.2
平成24年度	250	574	212	157	62.8	74.1
平成25年度	250	549	188	135	54.0	71.8

※平成23年度より登録人員の扱いを変更したため、数値が大きく変化している。

資料：子育て支援係

##### ② 登録児童数の変化

登録児童数の推移をみると、各学年では年度ごとの増減はありますが、合計数は年々減少しています。

図表 学童保育登録児童数の変化

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1年生	91	73	76	57
2年生	74	76	61	64
3年生	60	49	61	43
4年生		1		3
5年生			1	
6年生				1
合計	225	199	199	168

※障がい児等のみ6年生までの受け入れ

資料：子育て支援係

## 4. ニーズ調査

### 【1】概要

#### ① 調査の目的

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、子ども・子育ての意義をふまえ、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施いたしました。

#### ② 調査の種類、対象者および実施概要

この調査の種類と対象者及び実施概要は下表のとおりです。

##### ●調査の種類と対象者

種類	対象世帯	対象世帯数
就学前児童のいる世帯	平成25年11月30日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童がいる全世帯（就学前児童が2人以上いる場合は年齢が下の児童について）	706世帯

##### ●実施概要

種類	対象地域	調査形式	配布・回収方法	調査時期
就学前児童	飯山市全域	アンケート調査	郵送配布 郵送回収	平成25年12月20日～ 平成26年1月10日

#### ③ 回収結果

この調査の回収結果は下表のとおりです。

##### ●回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	706	513	72.70%

## 【2】ニーズ調査結果からの課題

### ○公立保育園の受入れ年齢の引き下げ（満1歳から）

現状、公立保育園では1歳半から保育を実施しています。しかし多くの事業所等では、育児休暇は1歳までしか取得できないのが実情で、半年間空白の期間が生じてしまうために退職を強いられるという声もあります。受入れ年齢の引き下げによる空白期間の解消が求められています。

### ○土曜、日曜祝日の保育体制の充実

昨今、勤務形態や産業構造が変化してきており、サービス業等第3次産業の従事者の割合が増大しています。土曜や日曜祝日が勤務日である保護者が増え、また職業選択をしやすくするという意味でも、土日祝日の平日同様の保育の需要が高まっています。

### ○時間外保育の延長

勤務形態の変化や、フルタイムでの勤務の希望が増えたことにより、現在の18:45よりも遅い時間まで預かってほしいという希望が増えています。土日祝日にも同様に延長の希望があります。

### ○児童クラブの開館時間の延長

現在は、18時までの開館となっています。保育園では18時45分まで預けられるので、保育園から小学校にあがる際に急なギャップが生じてしまいます。上記時間外保育の延長とあわせて、延長の希望があります。

### ○病児・病後児保育

子どもが病気になった際の看病の休暇が取りづらいという意見が多くあります。また、子どもが複数いる家庭では、それぞれ入れ替わりに病気になってしまうとかなりの日数休まなければいけなくなり、収入の減少などの問題が生じる場合があります。病児・病後児保育体制の整備が求められています。

### ○経済的負担感の軽減

保育料の支払いにより生活が苦しいという声が上がっています。保育料階層区分の細分化等により、負担の軽減、適正な保育料設定の希望が高まっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本方針

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。それゆえに、次代を担う子どもたちが個性豊かで健やかに育つことは、市民すべての願いであり、その道筋を市民みんなで支えていかななくてはなりません。

飯山市では、平成17年に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年に「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、その基本理念を

**「子どもたちが健やかに生まれ、安心して育てられる飯山市」**

としてきました。この基本理念を継承し、飯山市第5次総合計画に沿った基本方針とします。

#### 【基本方針】

子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現を目指し、安心して子どもを産み、いきいきと暮らせる子育て支援の充実を図るため、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに幼児教育を推進します。

### 2. 計画の性格

平成24年8月に「子ども子育て関連3法」が成立し、国では同法にもとづき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「市次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。

#### 【現状と課題】

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

#### 【現状と課題への対応】

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

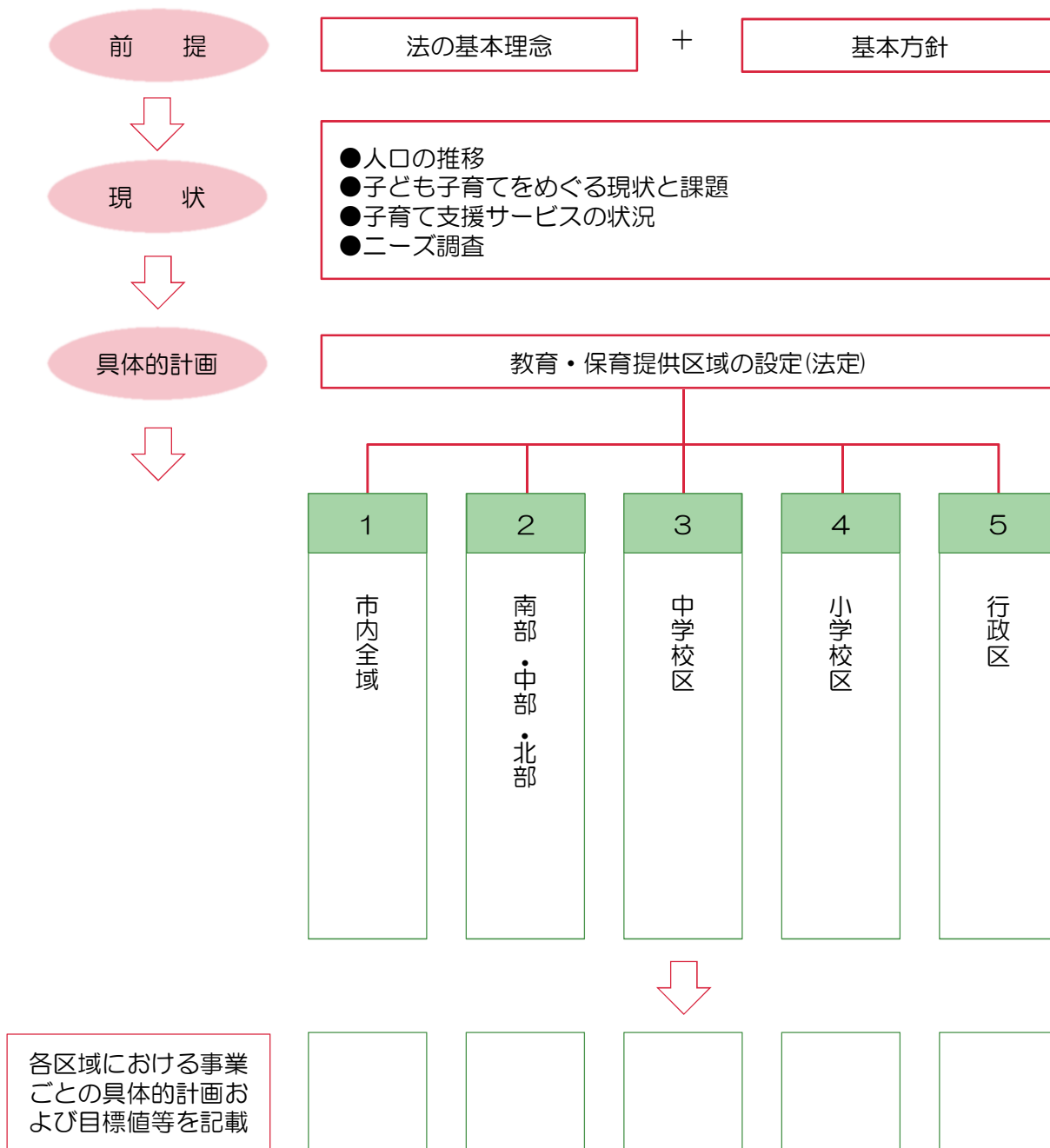
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善  
 ・待機児童の解消  
 ・地域の保育を支援  
 ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

#### 【対応の方策】

課題への解決策として、「幼保一元化（①）」「待機児童の解消（②）」「地域で支える教育・保育（③）」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条」にもとづき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」にもとづく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

### 3. 計画の構成





## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開について

### 1. 新制度の全体像

【子ども・子育て新制度】は、ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設される制度で、次の3つの法律に基づく制度です。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う法律の整備等に関する法律

この制度の主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

### 2. 新制度の事業体系

#### 【1】子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

#### ■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

#### ■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

認可 定員	19人以下	小規模保育 【事業主体】 市町村・民間事業者等	居宅訪問型保育 【事業主体】 市町村・民間事業者等	事業所内保育 【事業主体】 民間事業者等
	6人以上 5人以下 1人			
保育の実施 場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

## 【2】 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業であり、子ども・子育て支援法に定められている13の事業において、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

### (1) 子ども・子育て支援給付

#### ○施設型給

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託料を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。

#### ○地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

#### ○児童手当

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 【3】 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■ **認定区分** …認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象年齢	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上	教育のみを希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業

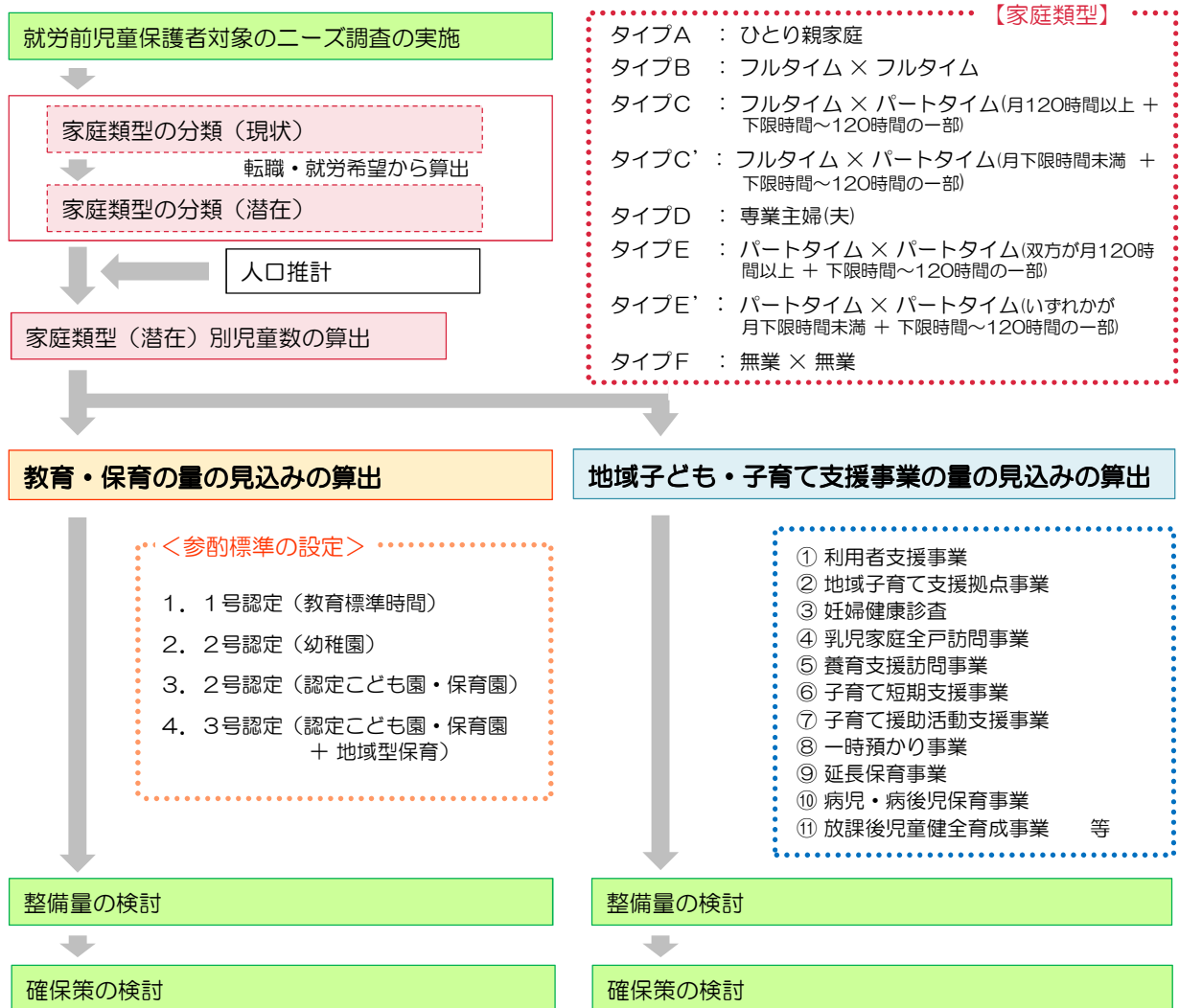
■ **認定基準** …保育の必要性（2号・3号認定）にあたっては以下の基準により認定します。

事由	①就 労（フルタイム、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労） ②就労以外（保護者の疾病・障害・産前後・介護・災害復旧・求職活動・就学等）
区分	①保育標準時間（フルタイム就労を想定） ②保育短時間（パートタイム就労を想定）
優先利用	①ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待等

### 3. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の推計

#### ○ 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行いました。



### 4. 教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに「飯山市全域」と「小学校区域」の2つを設定します。

「飯山市全域」の対象事業		「小学校区域」の対象事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育・保育</li> <li>① 利用者支援事業</li> <li>② 地域子育て支援拠点事業</li> <li>③ 妊婦健診事業</li> <li>④ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>⑤ 養育支援訪問事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 子育て短期支援事業</li> <li>⑦ 子育て援助活動支援事業</li> <li>⑧ 一時預かり事業</li> <li>⑨ 延長保育事業</li> <li>⑩ 病児・病後児保育事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ 放課後児童健全育成事業</li> </ul>

## 5. 子ども・子育て支援施策

### 【1】施設型給付

#### (1) 幼稚園（1号認定・2号認定の教育希望）

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや、預かり保育も行っています。

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	80	96	95	89	80	79
1号認定	—	50	49	46	41	41
2号認定	—	46	46	43	39	38
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
② - ①	40	24	25	31	40	41

**【現状】** 入所者数：80人

- ・市内に私立幼稚園が1園設置されています。
- ・保護者に、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付しています。
- ・保護者に、第3子以降私立幼稚園保育料無料化事業補助金を交付しています。
- ・幼児教育の推進、円滑な幼稚園の運営を図るため、事業主へ運営補助金を交付しています。
- ・障害児の発達を支援するため、他の園児と均衡のとれた幼児教育の実現を図るため、発達障害児就園事業補助金を交付しています。

#### **【確保方策】**

＜平成27年度～31年度＞

- ・市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。
- ・幼稚園に対し、認定子ども園への移行など、新制度に関する的確な情報提供を行います。

#### (2) 保育所

就労や病気などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって、保育を行う施設です。

#### **【2号認定】**

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	383	310	306	284	257	254
②確保の内容	551	551	551	551	551	551
② - ①	168	241	245	267	294	297

**【現状】** 入所者数：383人

- ・市内に公立保育所が9園、私立保育所が1園設置されています。
- ・第3子以降の園児の保育料を無料化しています。
- ・3人同時入所の第1子の保育料を、半額もしくは全額減免しています。

**【確保方策】**

＜平成27年度～31年度＞

- ・市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。
- ・途中入園に対応できるよう、保育士の確保に努めます。
- ・園児数が年々減収することが見込まれており、適正規模の維持のため、必要に応じて統合を行います。

＜平成27年度＞

- ・出産後の育児を理由とした保育は、現在の出産後6か月間から、1歳の誕生日の属する月の月末までに延長します。

**【3号認定】**

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	178	197	194	188	178	167
3号認定(1・2歳)	148	155	153	149	142	132
3号認定(0歳)	30	42	41	39	36	35
②確保の内容	239	239	239	239	239	239
3号認定(1・2歳)	225	198	198	198	198	198
3号認定(0歳)	14	41	41	41	41	41
② - ①	61	42	45	51	61	72

**【現状】** 入所者数：178人

- ・市内に公立保育所が9園、私立保育所が1園設置されています。
- ・公立保育所では1歳半からの受け入れ、私立保育所では6ヶ月からの受け入れが可能です。
- ・第3子以降の園児の保育料を無料化しています。
- ・3人同時入所の第1子の保育料を、半額もしくは全額減免しています。

**【確保方策】**

＜平成27年度～31年度＞

- ・市内でのニーズは確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。
- ・途中入園に対応できるよう、保育士の確保に努めます。
- ・園児数が年々減収することが見込まれており、適正規模の維持のため、必要に応じて統合を行います。

＜平成27年度＞

- ・公立保育所において満1歳から受け入れを開始します
- ・出産後の育児を理由とした保育は、現在の出産後6か月間から、1歳の誕生日の属する月の月末までに延長します。

## 【2】地域型保育給付

### (1) 小規模保育事業

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた定員6～19名の保育施設です。

**【現状】** 該当施設なし

#### 【確保方策】

＜平成27年度～31年度＞

- ・需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき設置します。

### (2) 家庭的保育事業

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

**【現状】** 該当施設なし

#### 【確保方策】

＜平成27年度～31年度＞

- ・需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき設置します。

### (3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住しているお子さんの受け入れも行う保育施設です。

**【現状】** 該当施設なし

#### 【確保方策】

＜平成27年度～31年度＞

- ・事業所及び院内保育施設を設置している事業者に対し、新制度の内容を周知し、状況により新制度への参入を促します。

### (4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

**【現状】** 該当施設なし

#### 【確保方策】

＜平成27年度～31年度＞

- ・実態の把握に努め、設置の申請状況により認可します。

### 【3】 地域子ども・子育て支援事業

「ニーズ量」はニーズ調査の結果から、国の定めた推計方式により導かれた平成27年度の推計値です。

#### (1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：数値なし

- ・子育て支援センターを主な窓口（市役所各課等との連携含む）とし、情報提供、相談、助言等を行っています。

#### 【確保方策】

<平成27年度～31年度>

- ・現行の体制で対応していきます。
- ・子育て支援センターの児童センターへの併設整備計画がありますが、それに併せて専門的な相談員の配置を検討します。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：①月あたり人  
②施設数

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	408	1,277	1,260	1,210	1,145	1,078
②確保の内容	2	2	2	2	2	2

**【現状】** ニーズ量：56.8人（1日あたり）

- ・子育て支援センターを2か所設置しています。施設スペースには余裕があります。
- ・地区社協の子育てサロン（秋津、木島、外様）等も実施されています。

#### 【確保方策】

<平成27年度～31年度>

- ・ニーズは確保されているため、現行の体制で対応していきます。
- ・良質かつ適切な環境づくりや、事業の質の向上に努めます。
- ・利用対象者の拡大や、土日の利用希望への対応について検討します。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	140	117	115	107	99	96
②確保の内容	140	117	115	107	99	96
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：117人（1年間に妊娠する妊婦の想定数）

- ・現在、県医師会、県市長会、県町村会、県国保連が定めた要項に従って実施されています。（受診券方式）

**【確保方策】**

- <平成27年度～31年度>
- ・現行の体制で対応していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	129	117	115	107	99	96
②確保の内容	129	117	115	107	99	96
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：117人（1年間に生まれる子供の想定数）

- ・生後2か月程度頃に、保健師が家庭訪問を実施しています。
- ・さらに、主任児童委員による訪問が生後4か月程度頃に実施されています。

**【確保方策】**

- <平成27年度～31年度>
- ・現行の体制で対応していきます。



(5) -1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	—	23	23	21	20	19
②確保の内容	—	23	23	21	20	19
② - ①		0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：年間23人（新生児の20%程度と推計）

- ・乳幼児全戸訪問事業での情報等を踏まえ、保健師などで相談、訪問指導を行っています。
- ・併せて、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、教育相談員等の配置により個別対応をしています。

**【確保方策】**

<平成27年度～31年度>

- ・現行の体制で対応を進めるとともに、相談業務の職員体制などを検討します。

(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

**【現状】** ニーズ量：

- ・

**【確保方策】**

<平成27年度～31年度>

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業)

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	0	52	52	49	45	43
②確保の内容	0	0	0	49	45	43
② - ①	0	△ 52	△ 52	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：年間52日分

- ・ニーズ量はひとり親世帯数や就労形態から推計しており、強めに推計されていると思われます。農村都市である本市では、近隣に親戚（親兄弟など）があり、実際は親戚等の支援が受けられるという場合も多いと推定されます。
- ・一方、緊急対応が必要な場合への対応として児童養護施設「飯山学園」等への委託も想定されます。

**【確保方策】**

<平成27年度～28年度>

- ・市内に児童養護施設があるため、児童養護施設「飯山学園」へ委託する方向で協議を進めます。

<平成29年度>

- ・委託による実施を行います。
- ・近隣市町村も同様の対応となることが予想されるため、必要に応じて調整を行います。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人（週あたり）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	4	23	21	20	20	20
②確保の内容	4	23	21	20	20	20
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：週23人分（小学校1～3年生分）

- ・しろやま保育園併設の子育て支援センターで受付、実施しています。（提供会員17名）
- ・常に一定程度の利用があります。

**【確保方策】**

＜平成27年度～31年度＞

- ・提供会員の確保に努めます。
- ・事業の認知度を上げるため、積極的な広報活動を行います。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人（年間）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	257	361	357	331	300	296
②確保の内容	257	361	357	331	300	296
② - ①	0	0	0	0	0	0

単位：人（年間）

2号認定による 定期的な利用	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	12,420	12,271	12,129	11,246	10,193	10,051
②確保の内容	12,420	12,271	12,129	11,246	10,193	10,051
② - ①	0	0	0	0	0	0

単位：人（年間）

その他 (保育園等)	現状	推 計				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	285	1,292	1,275	1,207	1,124	1,077
②確保の内容	285	1,292	1,275	1,207	1,124	1,077
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：1号認定 1.0人（1日あたり）

：2号認定 46.0人 //

：その他 1.1人 //

- ・中央幼稚園の定員は120名。入所人員はおおむね80名。一時預かりの実績があります。
- ・幼稚園への入所分（量の見込み）は96名。上記2号認定分はここに含まれます。
- ・以上により、中央幼稚園の現況でニーズはクリアされます。
- ・保育園分一時預かりは、各園の定員の余力で対応が可能な数値です。  
（しろやま保育園では、一時保育の拠点園として専任の保育士を配置しています）

**【確保方策】**

<平成27年度～31年度>

- ・ニーズは確保されているため、現行の体制で対応していきます。

## (9) 時間外保育事業・休日保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

単位：人

時間外保育事業	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	123	152	150	141	131	126
②確保の内容	123	152	150	141	131	126
② - ①	0	0	0	0	0	0

単位：人

休日保育事業	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	0	31	31	29	26	26
②確保の内容	0	31	31	29	26	26
② - ①	0	0	0	0	0	0

**【現状】** ニーズ量：（時間外保育）152人 （休日保育）31人

- ・現状は 公立：平日 7:30～18:45 土曜 7:30～13:00 日曜 休み  
私立：平日 7:00～19:00 土曜 7:00～15:00 日曜 休み
- ・利用者は特定されるが、常に一定の利用があります。

**【確保方策】**

<平成27年度>

- ・夕方の長時間保育の時間を公立19時、私立19時30分に延長します。
- ・土曜日の保育時間を、拠点園4園においては長時間保育を含め平日と同様とします。
- ・日曜祝日および年末などの休園日に、拠点園2園において平日同様の保育をおこないます。

<平成28年度～31年度>

- ・需要状況に応じて、必要があれば実施園の拡大を検討します。

## (10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	0	1,383	1,366	1,287	1,190	1,148
②確保の内容	0	0	0	810	810	1,148
② - ①	0	△ 1,383	△ 1,366	△ 477	△ 380	0

**【現状】** ニーズ量：5.1人（1日あたり）

- ・現状飯山市に制度、施設はありません。
- ・症状の急変を考えると、医療施設への併設が望ましいです。
- ・人員は、看護師（または保健師）1名、保育士1名の体制が最少です。
- ・利用の無い日の対応や経費（施設費や人件費）、広域連携も検討課題となります。

**【確保方策】**

<平成27年度～31年度>

- ・病児については地域の基幹病院である飯山赤十字病院と協議を進めます。
- ・病後児については、既存保育園の施設改修等による実施や、現在計画のある児童センターと子育て支援センターの併設に併せ、対応可能な設備を備えることを検討します。

<平成29年度>

- ・既存保育園の施設改修等による実施を目指します。

<平成31年度>

- ・病院委託、あるいは併設の方式により実施を目指します。

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み （低学年）	177	218	199	190	188	185
①量の見込み （高学年）	10	144	138	133	125	115
②確保の内容	250	250	250	250	250	300
② - ①	63	△ 112	△ 87	△ 73	△ 63	0

**【現状】** ニーズ量：（毎日）362人（小1～小6）

- 現状（児童センター2館、児童館2館、児童クラブ4か所）は、  
定員：250名  
登録状況：約185名程度（75%程度）  
開館時間：平日 13:00～18:00 土曜 8:30～17:00 日曜 休み  
学校休業日 8:30～18:00
- 高学年を正式に受け入れる分の人数が増加し、合計ニーズが定員を上回っていますが、親の希望と児童の希望にはかい離があると推定されます。（ニーズ量が強めに出ていると推定されます）
- 区域は「学校区」としており、区域別ニーズと定員の検討が必要です。
- 全体として施設の老朽化が進んでおり、改修等の検討が必要な施設もあります。
- 飯山小学校区では、上町児童センターと城山児童館を統合し、新規に児童センターを建設する計画があります。（定員の拡大）
- 退所時間については、保育園との統一も検討課題となります。
- 日曜については、拠点（新設の児童センターなど）での実施も検討課題となります。
- 民間の運営委託先との調整が必要です。民設民営は望めません。

**【確保方策】**

- 次回の会議に提案します。

## (12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

幼稚園や保育所等の保育料については、国が定める水準を基に各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、保護者から実費徴収を行うことが想定されます。

本事業は、施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には負担軽減を図るために助成を行う事業です。

**【現状】** 該当事業なし

### 【確保方策】

＜平成27年度～31年度＞

- ・実費徴収について実態を把握し、国の動向に応じて助成していきます。

## (13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

**【現状】** 該当事業なし（事業参入意向なし）

### 【確保方策】

＜平成27年度～31年度＞

- ・ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が必要であると同時に、過剰供給を避け事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要であることから、本事業は地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施していきます。





## 第5章 その他関連施策の展開

### 1. 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を円滑に利用できるような環境を整備します。また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

- ・相談機能の充実 【担当部署：健康増進係、学校教育係、子育て支援係】  
家庭児童相談員、教育相談員、保健師、子育て支援センター等関係機関の連携を密にして、必要な情報提供を行うとともに、相談機能を強化し、総合的な相談に応じる体制の整備に努めます。

### 2. 児童虐待防止対策の充実

県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

#### (1) 発生予防、早期発見、早期対応等

- ・児童虐待防止対策の充実 【担当部署：家庭児童相談室】  
児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

#### (2) 社会的養護施策との連携

- ・家庭的養護の推進 【担当部署：子育て支援係】  
児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、施設擁護から家庭擁護への比率を高めるため、県と協力して里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を行います。

### 3. 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

長野県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

- ・ひとり親家庭等への医療費助成の実施 【担当部署：障がい福祉係】  
ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
- ・ひとり親家庭の相談支援 【担当部署：家庭児童相談室】  
ひとり親家庭における相談業務の充実を図ります。

## 4. 障害児施策の充実等

長野県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

- ・ 障害児保育の実施 【担当部署：子育て支援係】  
保育士の加配等により、発達障害等のある乳幼児を保育所において一緒に保育する統合保育を市内全保育所で実施します。（障害の程度や種類によって判断）
- ・ 乳幼児健康審査の実施 【担当部署：健康増進係】  
乳幼児を対象に、医師、歯科医師、保健師、臨床心理士、視能訓練士等による経過観察、発達健康診査を実施します。
- ・ 発達障害児等の相談の実施 【担当部署：健康増進係、家庭児童相談室】  
発達障害児および発達障害の疑いのある者の相談支援を実施します。
- ・ 心身障害児母子通園訓練事業の実施 【担当部署：障がい福祉係】  
心身の発達に不安や心配を抱く在宅の幼児、児童及び母親を対象とし、心身の発達のため療育や訓練を通して、健全な母子関係の形成を支援します。
- ・ 放課後対策事業の実施 【担当部署：障がい福祉係】  
学校が終わった放課後における活動場所として、障害児が安全に過ごせる環境の提供について研究します。

## 5. 労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・ 就学前教育の充実と小学校との連携 【担当部署：学校教育係、子育て支援係】  
保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。
- ・ 放課後子ども教室の設置 【担当部署：生涯学習係】  
地域で子どもたちを育む環境づくりと、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・ 子どもの居場所づくり 【担当部署：生涯学習係・子育て支援係】  
放課後・週末などの子どもの居場所づくりを目指し、拡充を推進します。

- 子育てグループづくり 【担当部署：子育て支援センター】  
各施設における親子の遊びや交流・学習、母親学級などの機会を通して、親同士のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。
- 保育の充実 【担当部署：子育て支援係】  
多様なニーズへ対応できるよう、保育内容の充実を図ります。
- 延長保育事業の充実 【担当部署：子育て支援係】  
延長保育時間を全園19時までとする他、1カ所で19時30分を実施します。
- 休日保育事業の実施 【担当部署：子育て支援係】  
拠点園方式による休日保育を実施し、ニーズに応じて拡充を図ります。
- 保育所、幼稚園等への巡回相談員等派遣事業の充実 【担当部署：家庭児童相談室】  
市内全保育所および幼稚園等で、家庭児童相談員等の派遣による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見および対応の充実を図ります。
- 保育所の整備、充実 【担当部署：子育て支援係】  
施設整備計画にもとづき、保育所等の整備、充実を推進します。

## 6. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

- 子育てにやさしいまちづくりの推進 【担当部署：まちづくり課・子育て支援係】  
外出時のおむつ替えや授乳場所の確保など、子育てにやさしいまちづくりを進めます。
- 子育て教室の開催（マタニティセミナー、離乳食教室、ママサポートプログラム）  
妊娠、出産、育児について学ぶ講座の充実を図ります。 【担当部署：健康増進係】
- 乳幼児医療費助成の実施 【担当部署：障がい福祉係】  
義務教育就学前の乳幼児の医療費の自己負担の一部を助成します。
- 子どもや母親、妊婦の健康の確保 【担当部署：健康増進係】
  - ① マタニティセミナーの開催、訪問、電話相談等により育児に対する不安の解消など、妊婦支援を図ります。
  - ② 母子手帳、啓発紙・冊子の発行・配布により、子どもの事故防止を図ります。
  - ③ 相談事業やグループワーク（ママサポートプログラム等）により、親のストレス防止や児童虐待の発生を予防します。
  - ④ 10代の親に対する育児支援を図ります。
- 妊産婦健康診査の実施と産婦対策の推進 【担当部署：健康増進係】  
妊婦一般健康診査受診料の一部を助成します。

- 新生児、乳児、産婦家庭訪問の実施 【担当部署：健康増進係】  
生後2か月ごろまでに、保健師または助産師が家庭を訪問し、育児相談を行います。  
また、観察の必要がある新生児や、育児に不安のある家庭については、適宜訪問を実施し、養育状況の把握と支援に努めます。
- 乳幼児健康相談の実施、母と子の保健指導(健康指導)の実施 【担当部署：健康増進係】  
乳幼児の発育、離乳食、むし歯予防、予防接種などについて、保健師、管理栄養士、助産師による健康相談を実施します。
- 離乳食教室の実施 【担当部署：健康増進係】  
離乳食の調理実習と試食および栄養についての講義を実施します。
- 乳幼児健康診査の実施 【担当部署：健康増進係】
  - ① 4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に、健康診査を実施します。
  - ② 未受診児、要観察児に対し、フォローを行います。
- 幼児歯科健康診査の実施 【担当部署：健康増進係、子育て支援係】  
園児に対して、歯科医師による年2回の歯科検診の実施、及び歯科衛生士による年1回の歯科保健指導を実施します。
- 歯科健康教育の実施 【担当部署：健康増進係】  
園児の保護者及び祖父母を対象に、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等による歯科健康教育を実施します。

## 7. 子育て世代の保護者負担の軽減

---

- 第3子以降保育料無料化事業の実施 【担当部署：子育て支援係】  
多子世帯の負担を軽減するため、第1子、第2子の年齢および同時入所か否かに関わらず、第3子以降の保育所、幼稚園の保育料を、当分の間、実質無料化します。
- 保育料階層表の細分化による負担の軽減 【担当部署：子育て支援係】  
国の徴収基準に対する一定の軽減は勿論のこと、階層区分も国基準から細分化を行うことにより、所得に応じた負担の妥当性確保と更なる負担軽減を図る。
- 幼稚園等保護者への支援 【担当部署：子育て支援係】  
幼稚園等に在園する子を持つ保護者の負担軽減のため、各種補助を行い支援します。
- 児童手当の支給 【担当部署：子育て支援係】  
児童手当（国制度）の適正・迅速な支給を実施します。

- 義務教育就学児医療費助成の実施 【担当部署：障がい福祉係】  
義務教育就学児の医療費の自己負担の一部を助成します。
- ひとり親家庭等への医療費助成の実施 【担当部署：障がい福祉係】  
ひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
- 情報提供の充実 【担当部署：子育て支援係】  
子育て支援策の紹介冊子「みんなで子育て」の充実のため、ライフサイクルに応じた記載など、より分かりやすくなるような工夫を取り入れて作成するとともに、ホームページの充実を図ります。

## 8. 少子化対策

---

- 多子世帯の負担軽減（第3子以降保育料無料化事業） 【担当部署：子育て支援係】  
多くの子どもを産み育てやすい環境整備の一つとして、多子世帯の負担を軽減するため、第1子、第2子の年齢および同時入所か否かに関わらず、第3子以降の保育所、幼稚園の保育料を、当分の間、実質無料化します。
- 婚活事業の実施 【担当部署：いいやま住んでみません課】  
晩婚化や未婚化が課題とされる中、若者への出会いの機会の提供と交流支援を行います。



## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進

本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに responding していくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、庁内における評価・検証はもちろんのこと、毎年「飯山市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。





## 資料編

## 1. 子ども・子育て会議

## 【1】飯山市子ども・子育て会議条例

## ○ 飯山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、飯山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において単に「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年飯山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

&lt; 省略 &gt;

## 【2】飯山市子ども・子育て会議委員一覧

## 飯山市子ども・子育て会議委員一覧

会長 吉田 正紀  
副会長 田中 好一

No.	選出項目	団体名	氏名
1	保護者	公立保育園保護者会代表	常田 紀子
2	保護者	私立幼稚園PTA代表 (中央幼稚園保護者会)	木村 弓
3	保護者	私立保育園保護者会代表 (めぐみ保育園保護者会)	渡辺 めぐみ
4	保護者	飯山市PTA連合会	佐々木 真吾
5	事業主を代表する者	飯山商工会議所	坂東 武文
6	労働者を代表する者	連合長野高水地域協議会 北信地区連合会	丸山 克幸
7	事業に従事する者	飯山市社会福祉協議会	森山 直明
8	事業に従事する者	飯山市保育園連盟	高橋 春子
9	事業に従事する者	私立幼稚園の代表 (中央幼稚園)	服部 泰代
10	事業に従事する者	私立保育園の代表 (めぐみ保育園)	高橋 由美子
11	知識経験を有する者	飯山市民生児童委員協議会	吉田 正紀
12	知識経験を有する者	飯山市主任児童委員会	小野澤 次子
13	知識経験を有する者	飯山市校長会	田中 好一
14	公募による者	公募委員	坂和 泰二
15	公募による者	公募委員	横村 由里子
16	公募による者	公募委員	佐藤 幸成
17	その他市長が必要と認める者	飯山市民生部長 (飯山市福祉事務所長)	堀内 隆夫
18	その他市長が必要と認める者	飯山市民生部保健福祉課長 (福祉事務所次長)	常田 徳子
19	その他市長が必要と認める者	飯山市教育委員会事務局教育部長	丸山 信一
	19名		

事務局	飯山市 子ども課 子育て支援係
-----	-----------------